

料金その他の供給条件の内容

電化厨房住宅契約

1 目 的

この選択約款は、電力需要の少ない時間帯での使用が多い厨房需要を電化していただくことにより、負荷の平準化を促進し、電力設備の効率的な使用に資することを目的といたします。

2 選択約款の届出および変更

- (1) この選択約款は、電気事業法第19条第7項の規定にもとづき、経済産業大臣に届け出たものです。
- (2) 当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合には、電気料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によります。
- (3) 当社は、電気供給約款(平成19年2月7日届出。以下「供給約款」といいます。)を変更した場合には、この選択約款を変更いたします。

3 適 用 範 囲

供給約款の従量電灯Bもしくは従量電灯Cまたは選択約款の時間帯別電灯[夜間8時間型]もしくは時間帯別電灯[夜間10時間型]として電気の供給を受け、電磁誘導加熱調理器等の定格電圧200ボルトのクッキングヒーター(以下「クッキングヒーター」といいます。)を据え付けて使用する需要で、お客さまがこの選択約款の適用を希望される場合に適用いたします。

4 季 節 区 分

季節区分は、次のとおりといたします。

(1) 夏 季

毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

(2) そ の 他 季

毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。

5 料 金

各月の料金は、従量電灯B、従量電灯C、時間帯別電灯〔夜間8時間型〕または時間帯別電灯〔夜間10時間型〕によって料金として算定された金額から(1)によって算定された電化厨房住宅割引額を差し引いたものとしとします。ただし、時間帯別電灯〔夜間8時間型〕または時間帯別電灯〔夜間10時間型〕によって料金として算定された金額から(1)によって算定された電化厨房住宅割引額を差し引いてえた金額が(3)の最低月額料金を下回る場合の料金は、(3)の最低月額料金といたします。

(1) 電化厨房住宅割引額

電化厨房住宅割引額は、1月につき次によって算定された金額といたします。ただし、次によって算定された金額が(4)に定める電化厨房住宅割引上限額を上回る場合の電化厨房住宅割引額は、(4)に定める電化厨房住宅割引上限額といたします。

$$\text{電化厨房住宅割引額} = (2)\text{の割引対象額} \times 3\text{パーセント}$$

(2) 割引対象額

割引対象額は、次のとおりといたします。

イ 従量電灯として電気の供給を受ける場合

割引対象額は、その他季におけるその1月の使用電力量に供給約款16（従量電灯）(2)ニ(ロ)または(3)ホ(ロ)の該当料金を適用して算定された金額といたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合のその他季におけるその1月の使用電力量は、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえたその他季の値といたします。この場合、料金適用上の電力量区分は、供給約款別表8（日割計算の基本算式）(1)ロに準ずるものとしとします。

ロ 時間帯別電灯〔夜間8時間型〕として電気の供給を受ける場合

割引対象額は、その他季における時間帯別電灯〔夜間8時間型〕6（時間帯区分）に定める昼間時間および夜間時間のその1月の使用電力量に

時間帯別電灯〔夜間 8 時間型〕 7（料金）(2)の該当料金を適用して算定された金額の合計といたします。

なお，その 1 月に夏季およびその他季がともに含まれる場合のその他季における各時間帯別のその 1 月の使用電力量は，その 1 月の各時間帯別の使用電力量をその 1 月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえたその他季の値といたします。この場合，昼間時間における料金適用上の電力量区分については，時間帯別電灯〔夜間 8 時間型〕別表 5（昼間時間における料金適用上の電力量区分等の日割計算の基本算式）に準ずるものといたします。

八 時間帯別電灯〔夜間10時間型〕として電気の供給を受ける場合

割引対象額は，その他季における時間帯別電灯〔夜間10時間型〕 6（時間帯区分）に定める昼間時間および夜間時間のその 1 月の使用電力量に時間帯別電灯〔夜間10時間型〕 7（料金）(2)の該当料金を適用して算定された金額の合計といたします。

なお，その 1 月に夏季およびその他季がともに含まれる場合のその他季における各時間帯別のその 1 月の使用電力量は，その 1 月の各時間帯別の使用電力量をその 1 月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえたその他季の値といたします。この場合，昼間時間における料金適用上の電力量区分については，時間帯別電灯〔夜間10時間型〕別表 6（昼間時間における料金適用上の電力量区分等の日割計算の基本算式）に準ずるものといたします。

(3) 最低月額料金

最低月額料金は，次のとおりといたします。

イ 時間帯別電灯〔夜間 8 時間型〕として電気の供給を受ける場合

時間帯別電灯〔夜間 8 時間型〕 7（料金）(5)に定める最低月額料金

ロ 時間帯別電灯〔夜間10時間型〕として電気の供給を受ける場合

時間帯別電灯〔夜間10時間型〕 7（料金）(6)に定める最低月額料金

(4) 電化厨房住宅割引上限額

電化厨房住宅割引上限額は，1 月につき次のとおりといたします。ただし，その 1 月に夏季およびその他季がともに含まれる場合の電化厨房住宅

割引上限額は、その1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえたその他季の値といたします。

1 契 約 に つ き	525円00銭
-------------	---------

6 そ の 他

- (1) 電化厨房住宅割引額は、お客さまの申出にもとづいて当社がクッキングヒーターの取付けを確認した日以降の料金について適用いたします。
- (2) 当社は、クッキングヒーターの機能を確認させていただきます。この場合、当社は、当該クッキングヒーターの機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。
- (3) お客さまがクッキングヒーターを取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は、当社に申し出ていただきます。

なお、無断でクッキングヒーターを取り外された場合は、供給約款39(違約金)に準じて違約金を申し受けます。

- (4) 当社は、供給約款27(日割計算)に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。ただし、電化厨房住宅割引上限額の日割計算は、別表(電化厨房住宅割引上限額の日割計算の基本算式)によるものといたします。
- (5) 供給約款26(料金の算定)(1)口の場合で、日割計算をするときは、料金に変更があった日の前後の期間ごとに割引対象額を算定いたします。
- (6) その他の事項については、供給約款、時間帯別電灯[夜間8時間型]または時間帯別電灯[夜間10時間型]に定めるところによるものといたします。

附 則（実施期日）

この選択約款は，平成19年4月1日から実施いたします。

別 表（電化厨房住宅割引上限額の日割計算の基本算式）

- 1 電化厨房住宅割引上限額を日割りする場合

$$\text{電化厨房住宅割引上限額} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

- 2 供給約款26（料金の算定）(1)八に該当する場合は，1の

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}} \text{ は， } \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

といたします。